

1

なか あか
お腹に 赤ちゃんが できたら

(1) 妊娠 届

【問合先】健康づくり課 ☎ 03-5744-1661

お腹に 赤ちゃんが できたら 届出 を してください。

「母子健康手帳」と「母と子の保健バッグ」を もらいます。

【届出先】各地域健康課 (P.23)

健康づくり課 ☎ 03-5744-1661

各特別出張所 (P.23)

おおた くやくしよほんちようしや かい
大田区役所本庁舎1階

ぼ しけんこうて ちよううけつけ やかん にちよう まどぐち
「母子健康手帳 受付(夜間・日曜)窓口」(P.21)



(2) 妊婦面接

【問合先】各地域健康課 (P.23)

妊娠届を 出した 人が 対象です。

赤ちゃんが お腹にいる ときに 心配なことを 減らして、安心して 赤ちゃんを 産む ために、専門の人が 直接会って 話します。話が 終わったら「子育て応援券」を もらいます。

(3) 妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、新生児聴覚検査

【問合先】健康づくり課 ☎ 03-5744-1661

赤ちゃんが お腹にいる ときを 安心して 過ごし、健康で 無事に 赤ちゃんを 産む ため、妊婦健康診査と 妊婦歯科健康診査を 受けましょう。

① 妊婦健康診査：14回までの 検査と 4回の 超音波検査と 子宮頸がん検査の お金の 一部を 大田区が 払います。

② 妊婦歯科健康診査：赤ちゃんが お腹にいる ときは、歯の 病気にかかりやすくなり ます。1度だけ 0円で 利用できます。

③ 新生児聴覚検査：赤ちゃんが 生まれたら、耳の 検査の お金の 一部を 大田区が 払います。

※①～③の受診票は「母と子の保健バッグ」に入っています。

《ワンポイントアドバイス》

日本で 赤ちゃんを 産むことが 決まったら、赤ちゃんを 産む 予定の 医療機関に すぐに 予約を してください。

(4) 医療費助成

【問合先】 各地域健康課 (P.23)

以下の病気にかかっている、入院して治す必要がある人は、一定の条件でお金を援助します。

* 妊娠高血圧症候群

* 糖尿病

* 産科出血

* 心疾患

* 貧血

など

(5) 入院助産施設

【問合先】 各生活福祉課 (P.23)

病院で赤ちゃんを産むときに お金がない人は 聞いてください。大田区で決めた病院を 紹介します。

2 あかが 赤ちゃんが 生まれたら

(1) あかが 生まれた 後の 手続き

【問合先】 戸籍住民課 ☎ 03-5744-1187

① 出生届を出してください。

赤ちゃんが生まれたら、医師の証明をもらい、生まれた日を含め 14日以内に

出生届を出してください。

【届出先】 戸籍住民課 (大田区役所本庁舎1階)

各特別出張所 (P.23)

② パスポートを申し込みます。

それぞれの国の大使館に申し込みしてください。

③ ① 父と母が 特別永住者でないとき

生まれた日から 30日以内に、東京出入国在留管理局に在留資格を得る申し込みをしてください。

② 父と母の どちらか、または 両方が 特別永住者のとき

特別永住許可を申請してください。

生まれた日から 60日以内に、戸籍住民課 (本庁舎1階) で申し込みしてください。

必要なもの 出生届記載事項証明書、父か母の住民票の写しや 特別永住

しやしょうめいしょ じゅうみんひょう うつ ぼすぽーとも
 者 証 明 書、こ だ も の 住 民 票 の 写 し、こ だ も の パ ス ポー ト (持
 て い な い 人 は 必 要 あ り ま せ ン)

(2) 出 生 通 知 書 (すこやか赤ちゃん訪問依頼書)

【問 合 先】 各 地 域 健 康 課 (P.23)

※あなたが 住んでいる 所を 担当している 地域健康課へ 聞いてください。
 妊 娠 届 の と き に も ら っ た 「母 と 子 の 保 健 バ ッ グ」 に 入 っ て い る 出 生 通 知 書 に、
 必 要 な こ と を 書 い て す ぐ に 郵 便 で 送 っ て く だ さ い。



(3) その他の助成など

しゆるい 種 類	たいしょうしや 対 象 者	といあわせさき 問 合 先
じどうてあて 児 童 手 当	ちゅうがっこう そつぎょう 中 学 校 を 卒 業 す る ま で の こ だ も が い る 家 庭 ※異動日の翌日から 15日以内に 申し込み すれば 異動日の 翌月分から もらえま す。 異動日とは 生まれた日 または 前 の 住 所 から 引 越 し た 日 で す。 ※児童手当は 令和6年10月になつたら 制 度 が 変 わ る 予 定 で す。	こそだ しえんか 子 育 て 支 援 課 いりょうがかり こ だ も 医 療 係 ☎03-5744-1275
じどういりょうひ じよせい 児 童 医 療 費 助 成	さい さい ひ つぎ がつ 18歳まで(18歳に なつた日 の 次 の 3月 31日 まで) の こ だ も	
おやかていとういりょうひ ひとり親家庭等医療費 助 成	さい 18歳までのこどもがいる(中度以上の障が いのあるこどもは20歳まで)父や 母が い ない家庭	
じどうふようてあて 児 童 扶 養 手 当	さい ちゅうどい じょうしやう 18歳までのこどもがいる(中度以上の障が いのあるこどもは20歳まで)父や 母が い ない家庭	こそだ しえんか 子 育 て 支 援 課 いりょうがかり 児 童 育 成 係 ☎03-5744-1274
いくせいてあて じどういくせいてあて 育 成 手 当 (児 童 育 成 手 当)	さい 18歳までのこどもがいる 父や 母が、死亡 や 離 婚 な ど の 条 件 に 当 て は ま る 家 庭	
しょうがいてあて じどういくせいてあて 障 害 手 当 (児 童 育 成 手 当)	さいい か しょう 19歳以下の障がいがある こ だ も の い る 家 庭	

(4) 保健・健診

【問合先】 各地域健康課 (P.23)

小学校に入学する前のこどもの健康診査をしています。

健康診査の種類	会場	対象、受診方法など
4か月児健診	各地域健康課	対象の人にお知らせを送ります。 詳しくは、区報・ホームページでお知らせします。
6から7か月児健診	都内の決められた医療機関	4か月児健診のときのお知らせと一緒に受診票を送ります。
9から10か月児健診		
1歳6か月児健診	各地域健康課	対象の人にお知らせを送ります。 詳しくは、区報・ホームページでお知らせします。
3歳児健診		歯の健診も一緒にします。
乳幼児歯科相談		3歳までのこどもが対象です。(障がいのあるこどもは小学校に入学する前まで) 予約が必要です。
幼児歯科健診、フッ化物塗布	決められた歯医者など	2歳は1回、3歳から小学校に入る前に3回。1歳6か月児・3歳児健診のお知らせと一緒に送ります。

てい き よ ぼ う ち ゅ う し ゃ
(5) 定期予防注射

【問合先】 かい せん し ゃ う たい さ く か かく ち い き けん こ う か
感染症対策課、各地域健康課 (P.23)

たい し ょ う 対象	し ゅ る い 種類	じ つ し ぼ し ゃ 実施場所	よ し ん ひ ょ う ば い ふ 予診票の配布
に ゅ う よ う じ 乳 幼 児	し ょ う に は い え ん き ち ゅ う き ん 小児肺炎球菌	く ない よ ぼ う ち ゅ う し ゃ じ つ 区内予防注射実 施医療機関	う ま れ て か ら 2 か げ づ い な い かん せん し ゃ う たい さ く 以 内 に、感 染 症 対 策 か ぞ く 課 が 送 り ま す
	が た かん え ん B型肝炎		
	ろ た う い る す ロタウイルス		
	DPT-IPV-Hib (じ ふ て り あ ひ ゃ く に ち ジフテリア、百日せ き、破傷風、不活化ポリオ、ヒブの ご し ゅ こん ご う 五種混合)		
	BCG		
	ま ふう に し ゅ こん ご う MR(麻しん、風しんの二種混合)※		
	ず い と う 水痘		
に ほ ん の う え ん き 日本脳炎 I 期			
し ょ う が く せ い 小 学 生	に ほ ん の う え ん き 日本脳炎 II 期		し ょ う が く ね ん せ い 小学3年生の とき に お く 送 り ま す
	じ ふ て り あ 破 傷 風 に し ゅ こん DT(ジフテリア、破傷風の二種混 ご う 合)		し ょ う が く ね ん せ い 小学5年生の とき に お く 送 り ま す
ち ゅ う が く せ い 中 学 生	ひ と ば び ろ ー ま う い る す し き ゅ う け い ヒトパピローマウイルス(子 宮 頸 が ん 予 防 ワ ク チ ン)		し ょ う が く ね ん せ い 小学6年生の とき に お く 送 り ま す。

お お た く い が い ひ こ
大田区以外から 引越してきた ときの手続きや、日本脳炎の特別な 対象の 人は、
き
聞いてください。

※ MR2期は、対象の 年齢のときに 送ります。2018 (平成30)年2月28日以前に
う ひ と
生まれた人には、MR2期の 予診票も 一緒に 送っています。

3

いくじ
育児

(1) 保育園

① 保育園

保護者が仕事や病気などで、昼間にこどもの世話ができないとき、代わりにこどもの世話をする所です。区内には、192の保育園があります。
料金は保護者の前の年の収入によって変わります。

問い合わせの内容	問い合わせ先
保育園に入るための相談、申し込み	保育サービス課 ☎03-5744-1280
保育園の運営	保育サービス課 ☎03-5744-1279
料金	保育サービス課 ☎03-5744-1280

② 一時預かり事業(有料)

理由に関係なく時間制でこどもの世話をします。対象は生まれて5か月から小学校に入学する前のこどもです。

③ 定期利用保育(有料)

保護者が、仕事や家族の介護などで世話ができないこどもを、決まった期間預かります。対象は1・2歳児です(0歳児を預かる所もあります)。

④ 緊急一時保育(有料)

【問合せ先】 保育サービス課 ☎ 03-5744-1617

保護者が急な病気などの理由でこどもの世話をする人がいないときに、少しの間預かります。

⑤ 病児・病後児保育(有料)

【問合せ先】 保育サービス課 ☎ 03-5744-1277

保護者が仕事などで、病気のこどもが保育園等にいけないときに預かります。利用するには条件があります。病気の様子などによって、預かることができないときがあります。

⑥ 休日保育

保護者が仕事のため休みの日にこどもの世話ができないときに預かります。対象の児童は、次のとおりです。

* 区内の認可保育所、小規模保育所、事業所内保育所(地域枠)を利用している児童

* 1歳以上の赤ちゃんの食べ物が終わっている児童

⑦家庭福祉員(保育ママ)(お金がかかります)

【問合せ】保育サービス課 ☎ 03-5744-1643

家庭福祉員(保育ママ)とは大田区が認めた小さいこどもの世話をする人です。保育ママの自宅かグループ保育室でこどもを預かります。対象は生まれて43日目から2歳になる前のこどもです。

保育ママにこどもを預けることができるのは次のようなときです。

- * 仕事をしている
- * 仕事を探している
- * もうすぐ赤ちゃんが生まれる

(2)幼稚園

教育のページ(P.99)を見てください。



(3)児童館

【問合せ】子育て支援課

小学校に入学する前のこどもと保護者や小中学生が、遊んだり友だちをつくる所です。日曜日、祝日、祭日(5月5日《こどもの日》を除く)、12月29日から1月3日は休みです。

(4)学童保育(有料)

【問合せ】教育総務課 ☎ 03-5744-1273

保護者が仕事などで放課後に小学生のこどもの世話をすることができないときに、児童館、放課後ひろばなどにある学童保育施設で預かります。詳しいことは聞いてください。

(5)子ども家庭支援センター

こどもを育てることについての相談などをすることができます。

① こどもと家庭についての総合相談

0歳から17歳までのこどもとその家族のいろいろな相談について、電話やセンターで話します。子育てや学校・友達・暮らし方のことなど。こどもが相談することもできます(名前を言わなくても相談できます)。会って話すときは、その前に連絡してください。

② 子育てひろば

大田区に住んでいる0歳から3歳までのこどもと保護者が、利用できます。親子で過ごしながらか子育ての不安や悩みを相談できます。

③ ファミリー・サポートおおた(有料)

こどもの世話の手伝いをしてほしい人(利用会員)と、手伝いをしたい人(提供会員)が会員登録して、会員のみならず助け合い育児を支えるネットワークです。

④ 一時保育室(有料)

少しの間こどもの世話をする一時預かり事業と、決まった期間にこどもの世話をする定期利用保育をしています。

施設名 所在地	事業の内容など			
	① こどもと 家庭に関する 総合相談	② 子育てひろば	③ ファミリー・ サポートおおた	④ 一時保育室
キッズな大森 大森北4-16-5	月曜日から金曜日 9時から18時 土曜日 9時30分から18時 ☎03-5753-7830	月曜日から金曜日 10時から17時 ☎03-5753-7830	月曜日から土曜日 9時から18時 ☎03-5753-1152 (事務局)	一時預かり事業 月曜日から土曜日 9時から18時 定期利用保育事業 月曜日から土曜日 8時30分から18時 ☎03-5753-0805
キッズな洗足池 上池台2-35-18	月曜日から土曜日 10時から18時 ☎03-5754-7830	月曜日から金曜日 10時から17時 ☎03-5754-7830	—	—
キッズな蒲田 西蒲田7-49-2 社会福祉 センター2階	月曜日から土曜日 10時から18時 ☎03-5714-1152	月曜日から金曜日 10時から17時 ☎03-5714-1152	—	—

施設名 所在地	事業の内容など			
	①こどもと 家庭に関する 総合相談	②子育てひろば	③ファミリー・ サポートおおた	④一時保育室
キッズな六郷 仲六郷2-44-11 六郷地域力 推進センター 3階	月曜日から土曜日 10時から18時 ☎03-6715-7830	月曜日から土曜日 10時から17時 第3土曜日は14時 まで その他の土曜日も 利用ができないと きがあります。 ☎03-6715-7830	—	一時預かり事業 月曜日から土曜日 9時から18時 定期利用保育事業 月曜日から土曜日 8時30分から18時 ☎03-3733-1152

※「キッズな」は 子ども家庭支援センターの 別の 名前です

※日曜日、祝日、12月29日から1月3日までは 休みです

4

医療費助成、手当

(1) こどもの 病気に対する 医療費助成

【問合先】 各地域健康課 (P.23)

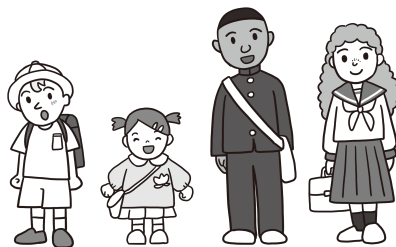
助成の種類	対象(17歳以下の人)
小児慢性特定疾病	生まれつきの 病気、心臓病、小児がん、腎不全、糖尿病、ネフローゼ などにかかっている人
療育給付	骨関節結核、その他の結核にかかっている、入院が必要な人
自立支援医療(育成医療)	肢体、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、心臓、腎臓、小腸、肝臓、その他の内臓、免疫機能が障がいがあり、指定自立支援医療 機関において手術などにより、治療した後に 身体の機能が良くなることが見込まれる人
小児精神障がい	精神の 病気で 病院に 入院した人

(2) 児童医療費助成

【問合せ先】 子育て支援課 ☎ 03-5744-1275

保護者が申し込むと医療証をもらえます。東京都内の病院などで健康保険証と医療証を窓口に出すと、安い料金で利用できます。

種類	乳医療証	子医療証	青医療証
対象	0歳から小学校に入る学する前(6歳になった日の次の3月31日まで)のこども	6歳になった日の次の4月1日から中学校を卒業する前(15歳になった日の次の3月31日まで)のこども	15歳になった日の次の4月1日から18歳になった日の次の3月31日までのこども
医療証の資格取得日	生まれた日や引っ越してきた日から6か月以内に申し込みをすると、その日からの医療費(医療にかかるお金)の一部がもらえます。 生まれた日や引っ越してきた日から6か月を過ぎて申し込みをすると、申し込みした月の最初の日からの医療費の一部がもらえます。		
助成の範囲	健康保険の対象の医療費や、入院したときの食べ物のお金		



(3) 児童についての手当

手当を受けるためには、申し込みが必要です。申し込みをした月の次の月からもらえます。条件や金額などの詳しいことは聞いてください。

種類	対象	問い合わせ先
児童手当	中学校を卒業する前(15歳になった日の次の3月31日まで)のこどものいる家庭	子育て支援課 子育て医療係 ☎03-5744-1275
児童育成手当	18歳になった日の次の3月31日までのこどもがいる父か母がいない家庭(重い障がいのある父か母がいる家庭を含む)	子育て支援課 子育て医療係 ☎03-5744-1274
	19歳以下の障がいがあるこどものいる家庭	
児童扶養手当	18歳になった日の次の3月31日までのこども(19歳以下で中度以上の障がいがあるこどもを含む)がいる父か母がいない家庭(重い障がいのある父か母がいる家庭を含む)	子育て支援課 子育て医療係 ☎03-5744-1274
特別児童扶養手当	19歳以下の障がいがあるこどものいる家庭	
障害児福祉手当	家で生活している19歳以下で、重い障がいがある、いつも介護が必要なこどもがいる家庭	障害福祉課 ☎03-5744-1251 各地域福祉課 (P.22)

※児童手当は異動日(生まれた日か引っ越した日)の次の日から15日以内に申し込みをすると、異動日の次の月からもらえます。

※児童手当は令和6年10月になったら制度が変わる予定です。詳しいことが決まったらすぐにホームページで知らせます。

(4) 未熟児のための養育医療

【問い合わせ先】各地域健康課 (P.23)

身体の発達が未熟のまま生まれ、条件に当てはまる場合は、医療費を全部または一部、払わなくてもいいことがあります。

5

きょういく
教育

(1) 日本の教育制度

日本の学校は、小学校が6年間、中学校が3年間、高等学校が3年間と大学が4年間です。学年は4月に始まり、次の年の3月に終わります。

(2) 幼稚園

【問合せ先】教育総務課私学行政担当 ☎ 03-5744-1619

小学校に入学する前の3歳から5歳のこどもを教育する施設です。

私立幼稚園園児保護者への給付及び補助金

私立幼稚園に通っているこどもの保護者(大田区に住み登録をしている人)は、補助金等をもらうことができます。手続きなどは、幼稚園からお知らせします。

【補助金等の種類】

- 入園料補助金(こども1人について1回だけ)
- 子育てのための施設等利用給付(幼児教育無償化制度)
- 保護者負担軽減補助金(「子育てのための施設等利用給付」に追加でもらえるお金)

(3) 小学校、中学校

【問合せ先】学務課学事係 ☎ 03-5744-1429

区内には、区立小学校が59校、区立中学校が28校あります。

日本以外の国籍の人は学校へ行く義務がありません。希望するときは、日本の小中学校に行くことができます。

①大田区立の小中学校に行くことを希望するとき

こどもの在留カードか特別永住者証明書、パスポートを持って、学務課学事係(ニッセイアロマスクエアの5階)で手続きをしてください。教育委員会が申し込みの内容にしたがって学校を決めます。

※国立学校・私立学校・都立学校等へ行きたいときは、その学校に直接聞いてください。

②教育費

大田区立の小中学校は入学金、授業料、教科書代が0円です。保護者は学用品・副教材と遠足、修学旅行などのお金を払います。

③就学援助制度

小中学校に行くこどもの学用品などのお金が足りない保護者には、お金の一部を大田区が払います。(給料などの条件があります)

④ おおたこども日本語教室

【問合先】国際都市おおた協会 ☎ 03-6410-7981

おおた くのしょうがっこう ちゅうがっこう いく 前の こどもが 日本語を 勉強できます。

(勉強できる こども)

- ・大田区に住んでいる
- ・6歳(小学校に入学する6か月前)から15歳まで
- ・日本語を上手に話すことができない、書くことができないためまだ小学校にも中学校にも行っていない

大森教室と蒲田教室があります。

詳しいことは次のウェブサイトを確認するか聞いてください。



⑤ 小学校入学前オリエンテーション

小学校に入る前のこどもがいる外国人の保護者(お父さんやお母さん、こどものお世話をする人)が対象です。つぎのことを説明します。

- ・日本の小学校の行事や学校生活に必要なものについて
- ・小学生のこどもがいる保護者が経験した話を聞く
- ・小学生のこどもがいる保護者と一っしょに話す

詳しいことはウェブサイトを確認してください。



⑥ 日本語講座「学校プリントを読む」

学校からもらうプリントを読むことができるようになるための日本語のクラスです。小学生のこどもがいる外国人の保護者が勉強できます。

⑦ こども学習支援教室

ボランティアと一っしょに宿題や日本語の勉強などをします。日本語の勉強をしているこどもが来ることができます。

⑧ 夏休み学習教室

ボランティアと一っしょに夏休みの宿題をします。日本語の勉強をしているこどもが来ることができます。

⑥⑦⑧に参加するには申し込みが必要です。申し込みをする時期など詳しいことはウェブサイトを確認してください。



日本では、小学生になると、こどもだけで学校に行くことが多いです。何かあったときにこどもを助けてくれる場所を知っておく必要があります。警察の交番のほかに「こどもSOSの家」というステッカーがある家やお店、コンビニエンスストア等もこどもに教えておきましょう。



こどもSOSの家
ステッカー一見本

(4) 高等学校(高校)、大学等

日本では、中学校を卒業した後に、ほとんどのこどもが高等学校(普通高校など3年、定時制高校4年)に進学します。

さらに、高校を卒業した後は、大学や専門学校に進学することも多くなります。

(5) 大田区奨学金制度

【問合せ先】 福祉管理課 支援課 ☎ 03-5744-1245

専門学校や大学などに進学する人や、在学していてお金が足りないため学校に行くことが難しい人にお金を貸します。

また、高校などに進学予定で、条件に当てはまる人の中から選ばれた人は8万円をもらうことができます。

さらに、大学などに進学予定で条件に当てはまる人の中から選ばれた人は15万円をもらうことができます。

(6) その他の類似制度

奨学金の種類	問合せ先
東京 都育英資金	公益財団法人東京 都私学財団育英資金担当 ☎03-5206-7929
日本学生支援機構 奨学金	奨学金相談センター ☎0570-666-301
東京 都母子及び父子福祉資金	住んでいる所を 担当する 各生活福祉課(P.23)
教育支援資金	大田区社会福祉 協議会 ☎03-3736-2026
国の教育ローン	日本政策金融公庫大森支店国民生活事業 ☎0570-026894

私立高校等授業料軽減措置

名称	問合せ先
私立高等学校等授業料軽減助成金事業	東京 都私学 就学支援金センター 授業料軽減助成金担当 ☎03-5206-7925
入学支度金貸付事業	公益財団法人東京 都私学財団 入学支度金担当 入学先の 学校に 聞いてください。